

安芸高田市学校給食検討会議設置要綱を次のように定める。

安芸高田市教育委員会教育長 佐藤 勝

安芸高田市学校給食検討会議設置要綱

(設置)

第1条 安芸高田市の学校給食に関する基本的事項を検討、協議して、今後の学校給食のあり方や、調理場の再編整備のあり方についての基本計画を策定するため、安芸高田市給食検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会議は次の事項について検討し基本計画をまとめるものとする。

- (1) 小学校及び中学校における給食提供内容に関する事。
- (2) 給食調理施設の適切な配置と効率的な運営管理に関する事。
- (3) 地元農家等との連携による地産地消の推進に関する事。
- (4) 食育の充実に関する事。
- (5) その他学校給食に関する事。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者を持って充てるほか、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市立学校に就学する児童生徒の保護者
- (3) 市立学校の校長
- (4) 調理場栄養士
- (5) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

2 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員の委嘱又は任命を解くものとし、後任の委員を委嘱又は任命するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集しその議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、または関係者から意見若しくは説明を聴取し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

別表第1

所属	職名
安芸高田市総務部総務課	行革担当課長
安芸高田市自治振興部企画課	企画課長
安芸高田市教育委員会	教育次長
安芸高田市教育委員会学校教育課	学校教育課長
安芸高田市教育委員会向原学校給食センター	センター長